

大阪市立美術館ウェブサイト制作業務委託仕様書

1 目的

大阪市立美術館（以下「美術館」という。）は、年間 80 万人以上が来館する総合美術館として幅広い世代が来館する美術館である。

近年、美術館に限らずブランディング、マーケティングの両面でウェブサイトの重要性は年々高まっているが、2013 年から運用している現行のウェブサイトでは、時代と技術の進歩に対応できていないことなどによる課題が多く、利用されるお客様はもちろん運用する美術館側にとっても使いやすいウェブサイトへ改善する必要があるため、ウェブサイトの全面リニューアルを実施する。

本業務は、現行のウェブサイトの各種課題を改善し、ブランディング・マーケティングの両面で広報戦略におけるウェブサイトを中心とした活動のパフォーマンスを最大化させるための基盤を構築することにより、継続的に効果測定やコンテンツ拡充を行い、認知向上から来館促進へとつなげ、より質の高いサービスを提供することを目的とする。

2 業務概要

（１）業務名

大阪市立美術館ウェブサイト制作業務委託

（２）納品場所

大阪市立美術館 大阪市天王寺区茶臼山町 1－8 2

（３）契約期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）2 月 2 8 日まで

（４）業務項目

ア 現ウェブサイト（<https://www.osaka-art-museum.jp/>）の調査・分析等業務

イ 新ウェブサイト制作業務

ウ システムの導入及び運用支援

エ マニュアルの作成及び操作研修

オ その他上記業務に付随する業務

3 業務内容

（１）現行ウェブサイトの調査・分析等業務

ア 現行ウェブサイトの目的、内容、構造を理解し、調査・分析をすること。

イ 現行ウェブサイトの課題、問題点等を抽出し、より効果的なサイト構成の指針を提案すること。

(2) 新ウェブサイト制作業務

- ア ユーザビリティ、アクセシビリティを向上し、誰もが見やすく利用しやすいものとする
- イ 目的の情報にたどり着くための検索機能を強化し、かつ、利用者にとって分かり易く効果的なサイト構成、魅力的なデザインとすること。
- ウ スマートフォン・タブレット・パソコン等端末の種類、画面サイズに最適化して表示されるレスポンスデザインとすること。
- エ 閲覧動向等を勘案し、多くの情報を閲覧してもらえるサイト構成とすること。
- オ 使用する者全てにおいて操作しやすく、誤動作させにくい画面構成とすること。
- カ ウェブサイトの多言語表示（簡体字、繁体字、韓国語、英語）を可能とすること。
なお、表示するにあたり、観光庁が作成している「How to 多言語解説文整備」及び「地域観光資源の英文解説のためのライティング・スタイルマニュアル」を参考にすること。
- キ ユニバーサルデザインとすること。（JIS X 8341-3:2016 レベル A～AA が望ましい）
- ク 運用開始後も機能向上やサイト構成・デザインの追加・変更等を柔軟に行えるなど、将来的な拡張性を確保すること。
- ケ 機能要件は、別紙「機能要件一覧」のとおりとする。なお、必須は全ての機能が実現可能であることを原則とし、推奨は全ての機能が実現できなくても提案できるものとする。

(3) データ移行及び運用支援

- ア 現行ウェブサイトに掲載している情報を美術館と協議して整理し、データを移行すること。
- イ 障害発生時、業務への影響が最小限となるように影響範囲の調査、即時対応及び根本対策等を構築すること。

(4) マニュアルの作成及び操作研修

- ア サイト管理者用と作成者用のマニュアルをそれぞれ作成すること。
- イ 平易な用語を用い、わかりやすい解説とすること。
- ウ 操作方法等が習熟できるよう必要な操作研修を実施すること。なお、研修回数については、美術館と協議の上決定すること。

(5) その他上記業務に付随する業務

4 留意事項

- (1) 制作にあたり、美術館と協議を行うこと。なお、画面デザインや画面構成等は、事前に美術館に提案し、承認を得ること。

- (2) 本業務遂行中も従前のウェブサイトは継続運用するため、その運用、公開を妨げないようにすること。

5 契約不適合責任

本業務の契約期間中に、正当な理由無く、別途協議の上決定した仕様書に基づいて要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び設計における問題により機能の不備が判明した場合には、美術館と協議のうえで無償により改良すること。なお、修正時には不具合部分のみを修正することとし美術館の承諾なくユーザーインターフェース、操作方法等の変更をしないこと。

6 納品物（成果品）

- (1) 予定する成果品は、美術館が指定する期日までに納品することとし、成果物の内容の詳細については、別途協議のうえ決定するものとする。

なお、現在想定する成果品は、次のとおりである。

- ・取扱説明書
- ・サイトマップ
- ・アクセス権限一覧

- (2) 納品物については、美術館が指定する部数の紙媒体、ウィルスチェック済みの PDF 及び美術館が指定する形式の電子媒体 1 部を納品すること。

7 その他

(1) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の遂行上知り得た発注者の情報を、仕様書に定める以外の目的で利用、第三者に開示若しくは漏えい、又は使用してはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。

イ 本業務の遂行の過程で得た記録等を含む成果物を発注者の許可無く、第三者に閲覧し複写し、貸与し、又は譲渡してはならない。

ウ 本業務の遂行のために美術館が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の用途に用いないこととし、これらの資料及びデータ等は、契約終了までに美術館に返却すること。

(2) 権利の帰属

ア 提出された書類は、提出者の承諾を得ずに本業務の実施に必要な範囲で無償により利用及び複製をすることができるものとする。

イ 著作権財産権及び使用权は、成果物の納品引き渡しと同時に、発注者に帰属するものとし、発注者に無断で公表・譲渡・貸与してはならない。

(3) 費用負担

本業務遂行に伴い必要な経費並びに移行データの抽出・提供等に要する経費は、全て受注者の負担とする。

(4) コンプライアンス

ア 受注者は、本業務に関する関連法令・例規、社会的規範等を遵守すること。

イ 受注者は、本業務に関わる全ての者に対し、前項を遵守させるために必要な措置を講じること。

(5) 損害賠償責任

受注者の故意又は重大な過失によって、発注者又は第三者に損害を与えた場合、客観的に承認された損害証明に基づき、受注者は、賠償又は補償を行うこと。

(6) 再委託の禁止

本業務の再委託は認めない。ただし、専門業者等による作業等が必要な場合など、発注者が認めた場合は、その限りではない。

(7) その他

本仕様書に記載のない事項についても、発注者が必要と認める軽微な作業については契約金額の範囲内で実施すること。

なお、業務内容に疑義を生じた時や不明な点があれば、そのつど協議のうえ決定する。

8 担当

地方独立行政法人 大阪市博物館機構

大阪市立美術館 総務課

所在地：大阪市天王寺区茶臼山町 1-82

TEL：06-6771-4874 FAX：06-6771-4856